

令和5年11月22日

給与事務ご担当者 各位

新居浜市総務部課税課

退職後に出国予定の従業員への納税管理人申告書提出指導について（依頼）

令和6年1月1日現在、新居浜市に住所があり、前年中の所得金額が一定額以上ある方は、令和6年1月2日以降に出国をされる場合でも、令和6年度市・県民税が課税されます。

給与事務のご担当者様におかれましては、退職の手続きをされる際に、従業員様に「納税管理人申告書」を提出していただきますようご指導をお願いいたします。

#### 1 納税管理人を申告しなければならない人

令和6年1月2日から6月中旬までに出国する納税義務者

※転勤などで出国後も、引き続き給与から市・県民税が差し引かれる場合や、租税条約該当など非課税であることが明らかである場合などは、納税管理人等の届出は必要ありません。

#### 2 納税管理人の選任について

国内にお住まいの方（法人可）を納税管理人に選任してください。納税管理人とは納税義務者に代わって税金を納める人です。

#### 3 納税管理人申告書の提出方法について

課税課市民税係の窓口に提出してください（郵送可）。なお、申告書の様式はHPもしくは窓口を用意してあります。

#### 4 予納制度について

納税管理人を選任できない場合は、市・県民税決定通知書の発送前に市・県民税を納付する予納制度がご利用できますので、ご相談ください。

※海外出国時の手続き、納税管理人申告書の様式はこちらをご覧ください。



お問い合わせ先  
新居浜市総務部課税課市民税係  
（新居浜市役所2階北側）  
〒792-8585  
新居浜市一宮町一丁目5番1号  
電話（0897）65-1224